

FIDIC 契約約款のポイント（第 7 回） 請負者の義務（設計）

建設/インフラニュースレター

2025 年 2 月 26 日号

執筆者:

[宇野 伸太郎](#)

s.uno@nishimura.com

[村田 智美](#)

t.murata@nishimura.com

[井浪 敏史](#)

s.inami@nishimura.com

1. はじめに

本シリーズでは、世界の建設・インフラプロジェクトで最も広く使用されており、国際建設契約のスタンダードともいえる FIDIC 契約約款のポイントを複数回にわたって解説する。

FIDIC 契約約款では、複数の条項において請負者（Contractor）の義務が定められているが、今回は、FIDIC 契約約款 5 条が定める、請負者の設計に関する主要な義務のポイントを紹介する。

本稿では、特に断りのない限り、1999 年版のイエローブックを前提とする。

2. 設計に関する義務（5 条）

イエローブックとシルバールックでは、請負者が設計及び施工を行うものとされており、5 条において、設計について請負者が一般的に負う義務が定められている¹。以下ではイエローブックを前提に言及する。

(1) 設計についての一般的義務（5.1 条）

請負者は、工事の設計についての責任を負い、設計は、発注者の要求事項（Employer's Requirements）の定める基準（あれば）を満たす専門家である、資格を有する設計者が行わなければならない。請負者は、設計者及び設計に係る下請けの選定につき、エンジニアの事前同意を得ることが求められている（5.1 条）。

請負者は、入札前に発注者の要求事項を検証（examine）していることが想定されているが、エンジニアから着工指示を受けた後、所定の期間内に発注者の要求事項（設計基準等を含む）を改めて精査（scrutinize）し、不備等がある場合には、エンジニアに通知することが義務付けられている。エンジニアは、当該不備について変更（Variation）と扱うべきか（すなわち、工期延長及び追加費用を認めるべきか）を決定しなければならない。当該不備が、仮に経験ある請負者が注意を払っていれば入札時に発見できたはずの不備である場合は、工期延長及び追加費用の請求は認められない（5.1 条）。

なお、その後に発注者の要求事項に不備が見つかった場合、5.1 条に基づく精査に際して経験のある請負者が注意を払っても発見できなかったようなものであった場合には、請負者は工期延長及び追加費用（及び合

¹ レッドブック（1999 年版）では、設計に関する独立の条文はなく、5 条は、「指定下請業者（Nominated Subcontractors）」についての定めとなっている。

理的利益)を請求し得る(1.9条)。

(2) 請負者作成文書(5.2条)、As-Built Documents(5.6条)、運転・メンテナンスのマニュアル(5.4条)の作成

請負者は、請負者作成文書(Contractor's Documents)を作成することが義務づけられており、請負者作成文書には、発注者の要求事項(Employer's Requirement)で指定された技術書面や許認可等を満たすために必要な書面が含まれる。

また、請負者作成文書の一部として、請負者は、施工完了済みの工事を記載した書面(As-Built Documents)を作成の上、現場で保管し、写しを完成時試験(Tests on Completion)の実施前にエンジニアに提出すること(5.6条)、及び運転・メンテナンスのマニュアル(Operation and Maintenance Manual)を完成時試験の実施前にエンジニアに提出すること(5.7条)が義務付けられている。

(3) 法令等への適合(5.3条、5.4条)

設計、請負者作成文書、施工及び完成した工事は、工事実施国の法令及び契約書類(工事変更後のものを含む)(5.3条)並びに工事実施国の技術基準、適用される建設・環境法令(5.4条)に沿ったものであることが求められる。

(4) 不備等の補修・修正(5.8条)

請負者作成文書に不備等が発見された場合、請負者は自らの費用負担において、請負者作成文書及び工事を補修・修正する義務を負う。発注者の要求事項において、請負者が請負者作成文書をエンジニアに提出し、エンジニアのレビュー又は承認を得ることが定められている場合があるが(5.2条)、そのようなレビューや同意・承認をもって請負者が責任を免れるものではないことが定められている(5.2条、5.8条)。

設計施工契約約款であるイエローブックにおける請負者の設計に関する義務については、4.1条の定めるFit for purposeの義務やその他の条文にも記載されており、これらイエローブック全体を理解することが重要である。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は[N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com